



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市行政組織規則及び収納対策室設置規則の一部を改正する規則(企画法制課)..... 3
- 大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則.....(//)..... 3
- ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則.....(//)..... 4

告示

- 大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱.....(介護保険課)..... 5
- 大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱.....(//).....13
- 平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)等の要領の公表.....(財政課).....19
- 指定管理者の指定.....(社会福祉課).....26
- 指定管理者の指定.....(//).....26
- 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示.....(介護保険課).....27
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表.....(市民課).....27
- 引取りのない自転車等の処分.....(生活安全課).....29
- 職権による消除.....(市民課).....30
- 自転車等放置禁止区域の指定.....(生活安全課).....30
- 自転車等放置禁止区域の指定.....(//).....31
- 放置自転車等の移動・保管.....(//).....32

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧.....(産業振興課).....33
- 大和高田市立病院放射線治療棟建設工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告.....(契約監理室).....33
- 配水管布設工事及び消火栓新設工事(田井新町)に関する条件付き一般競争入札公告.....(//).....35
- 曾7枝根成柿地内管渠工事(70)・給配水管移設工事(G70)に関する条件付き一般競争入札公告.....(//).....38
- 測量業務委託(材木町外)に関する条件付き一般競争入札公告.....(//).....40
- 測量業務委託(根成柿外)に関する条件付き一般競争入札公告.....(//).....42
- 大和高田市消防団第3分団車庫兼詰所新築工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告.....(//).....44

教育委員会

- 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示.....(教育総務課).....46
- 教育委員会4月定例委員会の招集.....(//).....47

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……48
- 農業委員会**
- 農業委員会5月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……48

規 則**規則第10号**

大和高田市行政組織規則及び収納対策室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政組織規則及び収納対策室設置規則の一部を改正する規則

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「障害福祉係」を「障害福祉係 臨時福祉給付係」に、「国保給付グループ」を「国保グループ」に改め、「保険グループ」を削る。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室自治振興課の款まちづくり・防災系の項中「中和広域消防組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

第4条第1項福祉部の部社会福祉課の款障害福祉係の項の次に次のように加える。

臨時福祉給付係

- (1) 臨時福祉給付金給付事業に関する事。
- (2) 課内の他の係の補助に関する事。

第4条第1項福祉部の部児童福祉課の款児童福祉グループの項中第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業に関する事。

第4条第1項保健部の部保険医療課の款中「国保給付グループ」を「国保グループ」に改め、第6号中「又はグループ」を削り、同号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 国民健康保険税の賦課に関する事。

第4条第1項保健部の部保険医療課の款保険グループの項を削る。

第4条第1項保健部の部保険医療課の款医療系の項中第2号を削り、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (3) 後期高齢者医療保険料の督促に関する事。
- (4) 後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事。
- (5) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。

(収納対策室設置規則の一部改正)

第2条 収納対策室設置規則(平成14年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「(国民健康保険税を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則第12号

大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市政治倫理条例施行規則(平成15年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

- (7) 奈良県広域消防組合

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則第20号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則(平成20年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(記念品の贈呈)

第5条 市長は、寄附を受けたときは、次に掲げる基準により寄附者に対して記念品を贈呈するものとする。

(1) 10,000円以上30,000円未満の寄附金 3,000円相当

(2) 30,000円以上の寄附金 5,000円相当

2 前項の記念品の額には、消費税、地方消費税及び送料を含むものとする。

3 第1項の規定による記念品の贈呈は、1人につき1年度内1回を限度とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

寄 附 申 出 書

年 月 日

住所/所在地(〒 —)

氏名/名称

電話番号

私は、下記のとおり寄附というかたちで大和高田市のまちづくりへの参加を申し出ます。

記

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附方法

納付書払い

口座振込

現金書留

直接来庁 _____年 _____月 _____日 _____時頃来庁

3 希望する用途

(1) 自立するまちづくりに関する事業

(2) 心豊かな市民・教育・福祉に関する事業

(3) 元気にぎわいのまちづくりに関する事業

(4) 安心・安全の美しいまちづくりに関する事業

(5) 大和高田市マスコットキャラクターみくちゃんの活動に関する事業

(6) 指定しない(分野を限定しない市政全般に対する寄附)

4 メッセージ(大和高田市へのメッセージがあれば、ご記入ください。)

[Empty rectangular box for stamp or signature]

5 ご寄附いただいた方のお名前の公表を予定していますので、公表の可否をお知らせください。

- 公表してよい 匿名を希望する

6 記念品の贈呈

- 記念品を希望する。(寄附金額に応じて希望する記念品の番号を記入してください。)

【10,000円以上30,000円未満の寄附】

Aコースの中からいずれか1つ []番

【30,000円以上の寄附】

Bコースの中からいずれか1つ []番

- 記念品を希望しない。

7 記念品発送に当たり、必要な個人情報を事業者へ提供することの可否をお知らせください。

- 同意します。
- 同意しません。

(注意) 食料品については、業者からの発送のみとなりますので、上記同意がない場合は、選択することができません。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、同日以後にふるさと大和高田応援寄附金の申出を行った者から適用する。

告 示

告示第82号の2

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年7月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、奈良県が定める施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金交付要綱(平成21年10月9日長寿第572号奈良県福祉部長通知。以下「県要綱」という。)に基づき、小規模特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム等の開設準備に要する経費の一部について、予算の範囲内において、大和高田市介護施設開設準備経費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、県要綱別表1市町村補助対象事業の項に規定する対象施設の整備事業を行う者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、県要綱に基づき、奈良県が補助を採択した事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる開設準備に要する経費は、県要綱別表1対象経費の欄上段に規定する対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、県要綱に基づき算定した額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた

場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助金申請額内訳書（様式第2号）
- （2） 事業計画書（様式第3号）
- （3） 歳入歳出予算書
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは大和高田市介護施設開設準備経費補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の不交付を決定したときは大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請却下通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付条件は、県要綱に規定する条件とする。この場合において、市長は、その目的を達成するため必要があると認めるときは、別に条件を付すことができる。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定を受けた後において、当該補助事業に係る事業計画を変更するときは、大和高田市介護施設開設準備経費補助金変更交付申請書（様式第6号）に第6条各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し、適当と認めるときは、大和高田市介護施設開設準備経費補助金（変更）交付決定通知書により通知するものとする。

（事業実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了後1月以内に大和高田市介護施設開設準備経費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助金実績額内訳書（様式第8号）
- （2） 事業実績報告書（様式第9号）
- （3） 歳入歳出決算書
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をした場合は、速やかにその決定の内容を補助金の実績報告をした者に大和高田市介護施設開設準備経費補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 補助金の額の確定通知を受けた者は、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付請求書（様式第11号）により補助金の支払請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して1月以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業を中止したとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申 請 額 (様式第2号のとおり)
- 2 施 設 の 種 類 (様式第2号のとおり)
- 3 申請額算出内訳 (様式第2号のとおり)
- 4 事 業 計 画 (様式第3号のとおり)

(添付書類)

歳入歳出予算書

様式第2号(第6条関係)

補助金申請額内訳書

施設種別	
施設名称	
開設(予定)地	
開設種別	
開設定員数	
開設(予定)年月日	

積算調査

※千円未満を切り捨てた額とすること。

単位：円

対象経費の実支出 予定額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 C (A - B)	基準額 D	所要補助金 (CとDを比較し て少ない方の額)	備考
----------------------	---------------------	------------------	----------	-------------------------------	----

積算内訳

単位：円

科目区分	内容	支出予定月	単価	数量	支出予定額	備考
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
合計						

- (注1) 開設種別には、「新規開設」又は「既存施設の定員増」のいずれかを記入すること。
- (注2) 既存施設の定員増の場合は、開設定員数欄には増員数、開設(予定)年月日欄には増員する(予定)日を記入すること。
- (注3) 積算内訳の科目区分の欄には、賃金、需用費などの科目を記すこと。
- (注4) 見積書の写し等補助対象経費の内容について具体的に分かるものを添付すること。

様式第3号(第6条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

2 施設開設準備経費に係る計画

(1) 経費内訳

需要費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当等	円

共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
合計	円

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合計	円

(3) その他参考事項

工事着工年月日	年	月	日
竣工年月日	年	月	日
事業開始年月日	年	月	日

様式第4号(第7条及び第8条関係)

大和高田市介護施設開設準備経費補助金(変更)交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1	補助事業の名称	
2	補助金の交付決定額 (変更後の補助金交付決定額)	円
3	補助金交付予定時期 (変更後の補助金交付予定時期)	年 月 日
4	補助金の交付条件	

様式第5号(第7条関係)

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので、通知します。

申請却下の理由

様式第6号(第8条関係)

大和高田市介護施設開設準備経費補助金変更交付申請書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付けをもって交付の決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

- 1 申請額 (様式第2号のとおり)
- 2 施設の種類 (様式第2号のとおり)
- 3 申請額算出内訳 (様式第2号のとおり)
- 4 事業計画 (様式第3号のとおり)

(添付書類)

歳入歳出予算書

様式第7号(第9条関係)

大和高田市介護施設開設準備経費補助金実績報告書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付けにより交付決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 (様式第8号のとおり)
- 2 施設の種類 (様式第8号のとおり)
- 3 精算額内訳書 (様式第8号のとおり)
- 4 事業実績報告書 (様式第9号のとおり)

(添付書類)

歳入歳出決算書

様式第8号(第9条関係)

補助金実績額内訳書

施設種別	
施設名称	
開設地	
開設種別	
開設定員数	
開設年月日	

実績調書

※千円未満を切り捨てた額とすること。

単位：円

対象経費の実支出額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 実支出額 C (A-B)	要交付額 D	既交付決定額 E	差引額 F (E-D)

積算内訳

単位：円

科目区分	内容	支出月	単価	数量	支出額	備考
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
合計						

(注1) 開設種別には、「新規開設」又は「既存施設の定員増」のいずれかを記入すること。

(注2) 既存施設の定員増の場合は、開設定員数欄には増員数、開設年月日欄には増員する日を記入すること。

(注3) 積算内訳の科目区分の欄には、賃金、需用費などの科目を記すこと。

(注4) 領収書の写し等補助対象経費の内容について具体的に分かるものを添付すること。

様式第9号(第9条関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

2 施設開設準備経費に係る実績

(1) 経費内訳

需要費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当等	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
合計	円

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合計	円

(3) その他参考事項

工事着工年月日	年	月	日
竣工年月日	年	月	日
事業開始年月日	年	月	日

様式第10号(第10条関係)

大和高田市介護施設開設準備経費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けをもって補助事業実績報告のありました補助金について、下記のとおり確定しましたので、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第11号(第11条関係)

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付けをもって交付決定のありました補助金について、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金名 大和高田市介護施設開設準備経費補助金
- 3 請求額 金 円

振込先金融機関名 及び支店名	口座種別	口座番号	ふりがな 口座名義人

告示第82号の3

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年7月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条第2項に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。)又は介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「国要領」という。)に規定する事業を実施する者に対して、予算の範囲内において大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、国要綱又は奈良県が定める介護基盤緊急整備等臨時特例補助金交付要綱

(平成21年10月9日長寿第570号奈良県福祉部長通知。以下「県要綱」という。)に規定する整備計画に基づき、施設等の整備事業を行う者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、国要綱又は県要綱に基づき、厚生労働省又は奈良県が補助を採択した事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、国要綱又は国要領に規定する工事費及び事務費とする。

2 前項の補助対象経費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設等整備に関する事業として適当と認められない費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国要綱又は国要領に基づき算定した額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (2) 土地使用の権利を証する書面
- (3) 工事着工前の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の不交付を決定したときは大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付条件は、県要綱に規定する条件とする。この場合において、市長は、その目的を達成するため必要があると認めるときは、別に条件を付すことができる。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付の決定を受けた後において、当該補助対象事業に係る事業計画を変更するときは、大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助事業内容変更承認申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し、適当と認めるときは、大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付変更決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 交付決定者は、当該補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了後1月以内に補助金実績報告書(様式第7号)に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し

- (3) 完成後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定した場合は、速やかにその決定の内容を補助金の実績報告をした者に大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金の額の確定通知を受けた者は、大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の支払請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して1月以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (4) 補助対象事業を中止したとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者 住所
 事業者名
 代表者名 印
 電話番号

このことについて大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助事業をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金
補助事業の名称			
補助事業の総事業額			
補助金額			

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

施設名称			
施設所在地			
施設の種類			
事業主体			
敷地面積	㎡		
建物面積	㎡	延べ床面積	㎡
建物の構造		階数	
工事計画等	工事着手予定年月日	年	月 日
	工事完了予定年月日	年	月 日
	事業開設予定年月日	年	月 日
財源内訳	自己資金		円
	寄附金		円
	補助金		円
	借入金		円
	その他()		円
	合計		円
添付図書	位置図・配置図・平面図・立面図 土地使用の権限を証する書面(公図・土地登記簿謄本・賃貸借契約等) 工事着工前の写真 その他市長が必要と認めた書類		

様式第3号(第7条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1	補助事業の名称	
2	補助金の交付決定額	円
3	補助金交付予定時期	年 月 日
4	補助金の交付条件	

様式第4号(第7条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

第7条第2項の規定により通知します。

申請却下の理由

様式第5号(第8条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助事業内容変更承認申請書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者 住所
 事業者名
 代表者名 印
 電話番号

年 月 日付けをもって交付決定のありました補助事業について下記のとおり事業内容を変更しますので大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1	補助事業 の名称	
2	変更内容	
3	変更理由	
特記事項		

様式第6号(第8条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けをもって変更申請のありました補助事業に係る補助金については下記のとおり交付変更することに決定しましたので大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1	補助事業の名称	
2	変更前の補助金の 交付決定額	円
	変更後の補助金の 交付決定額	円
3	変更前の補助金	

交付予定時期	年 月 日
変更後の補助金 交付予定時期	年 月 日
4 変更後の補助金の交付条件	

様式第7号(第9条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者 住所
 事業者名
 代表者名
 電話番号

印

このことについて大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業実績報告書

施設名称				
施設所在地				
施設の種別				
事業主体				
敷地面積	m ²			
建物面積	m ²	延べ床面積	m ²	
建物の構造	階 数			
工事計画等	工事着手年月日	年 月 日		
	工事完了年月日	年 月 日		
	事業開設予定年月日	年 月 日		
補助対象実績額 (単位：千円)				
総事業費	対象経費の 総支出額 (A)	寄附金その 他の収入 (B)	差引額 (A-B)	補助金額

2. 収支決算書

	科 目	金額 (千円)	備 考
収 入	地域介護・福祉空間整備等補助金		
	借入金		
	寄附金		
	自己資金		
	その他 ()		
	収入計		
支	建築工事費又は建築工事請負費		
	建築工事事務費 (設計管理費等)		
	土地取得費		
	土地造成費		

出	設備購入費		
	その他()		
	支出計		

添付書類

- 工事請負契約書の写し
- 領収書の写し
- 完成後の写真
- その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第10条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けをもって補助事業実績報告のありました補助金について、下記のとおり確定しましたので大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第9号(第11条関係)

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者 住所
事業者名
代表者名 印
電話番号

年 月 日付けをもって交付決定のありました補助金について大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金名 大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金
3. 請求額 金 円

振込先金融機関名 及び支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (フリガナも記入のこと。)
支店			

告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)
- 2 平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 3 平成25年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)専決処分

平成25年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,989,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 利子割交付金		23,000	3,300	26,300
	1. 利子割交付金	23,000	3,300	26,300
4. 配当割交付金		30,000	24,700	54,700
	1. 配当割交付金	30,000	24,700	54,700
5. 株式等譲渡所得割交付金		6,000	83,500	89,500
	1. 株式等譲渡所得割交付金	6,000	83,500	89,500
6. 地方消費税交付金		480,000	29,600	509,600
	1. 地方消費税交付金	480,000	29,600	509,600
7. 自動車取得税交付金		33,000	1,900	34,900
	1. 自動車取得税交付金	33,000	1,900	34,900
9. 地方交付税		6,953,849	221,845	7,175,694
	1. 地方交付税	6,953,849	221,845	7,175,694
13. 国庫支出金		4,266,599	△139,022	4,127,577
	1. 国庫負担金	3,701,403	△139,022	3,562,381
14. 県支出金		1,557,724	△14,114	1,543,610
	1. 県負担金	916,064	△9,940	906,124
	2. 県補助金	528,581	△4,174	524,407
16. 寄附金		808	550	1,358
	1. 寄附金	808	550	1,358
18. 繰越金		0	200,000	200,000
	1. 繰越金	0	200,000	200,000
19. 諸収入		228,830	13,997	242,827
	4. 雑入	214,030	13,997	228,027
20. 市債		2,015,000	214,400	2,229,400
	1. 市債	2,015,000	214,400	2,229,400
補正されなかった科目に係る額		7,753,635	0	7,753,635

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		23,348,445	640,656	23,989,101

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,229,096	1,013,306	3,242,402
	1. 総務管理費	1,746,366	1,013,306	2,759,672
3. 民生費		10,114,897	△239,693	9,875,204
	1. 社会福祉費	4,285,140	△1,674	4,283,466
	2. 児童福祉費	3,007,144	△107,000	2,900,144
	3. 生活保護費	2,822,309	△131,019	2,691,290
4. 衛生費		2,743,763	△19,548	2,724,215
	1. 保健衛生費	1,080,643	△12,820	1,067,823
	2. 清掃費	1,663,120	△6,728	1,656,392
8. 土木費		1,361,576	△8,000	1,353,576
	3. 都市計画費	944,524	△8,000	936,524
10. 教育費		2,863,397	△67,300	2,796,097
	3. 中学校費	1,010,477	△67,800	942,677
	6. 社会教育費	382,201	500	382,701
12. 公債費		2,686,600	△38,109	2,648,491
	1. 公債費	2,686,600	△38,109	2,648,491
補正されなかった科目に係る額		1,349,116	0	1,349,116
歳出合計		23,348,445	640,656	23,989,101

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	子ども・子育て支援システム開発事業	8,640

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 282,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本郷大中線街路事業	千円 22,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 22,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校耐震補強事業	642,400	〃	〃	〃	574,600	〃	〃	〃

平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)専決処分

平成25年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,562,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		2,689,757	1,223	2,690,980
	2. 国庫補助金	1,152,675	1,223	1,153,898
補正されなかった科目に係る額		5,871,320	0	5,871,320
歳入合計		8,561,077	1,223	8,562,300

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 諸支出金		126,398	1,223	127,621
	2. 繰出金	1,864	1,223	3,087
補正されなかった科目に係る額		8,434,679	0	8,434,679
歳出合計		8,561,077	1,223	8,562,300

平成25年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）専決処分

平成25年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,167,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		345,612	△18,200	327,412
	1. 使用料	345,612	△18,200	327,412
4. 繰入金		680,977	△8,000	672,977
	1. 一般会計繰入金	680,977	△8,000	672,977
5. 諸収入		10	2,300	2,310
	2. 雑入	0	2,300	2,300
6. 市債		892,900	1,700	894,600
	1. 市債	892,900	1,700	894,600
補正されなかった科目に係る額		270,201	0	270,201
歳入合計		2,189,700	△22,200	2,167,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,001,604	△13,600	988,004
	1. 下水道事業費	1,001,604	△13,600	988,004
2. 公債費		1,187,696	△8,600	1,179,096
	1. 公債費	1,187,696	△8,600	1,179,096
補正されなかった科目に係る額		400	0	400
歳出合計		2,189,700	△22,200	2,167,500

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 475,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 477,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

告示第31号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称 大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日

告示第32号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称 大和高田市高田温泉さくら荘

- (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市高田温泉さくら荘条例(平成17年条例第25号)第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日

告示第33号

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱(平成12年告示第110号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「平成25年8月1日」の次に「又は平成26年4月1日」を加える。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

告示第53号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年4月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

閲覧者氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理者名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
奈良県総務部知事公室	「県民アンケート調査」の調査対象者を抽出するため	平成25年5月15日	市内に居住する20歳以上の住民
国立病院機構 久里浜医療センター	「飲酒と生活習慣に関する調査」調査対象者抽出のため	平成25年6月12日	磯野北町の20歳以上の男女
内閣府大臣官房 政府広報室	「子どもの安全に関する世論調査」の調	平成25年6月13日	神楽3丁目の20歳以上の日本人男

	查対象者抽出のため		女
朝日新聞社ブランド 推進本部 マーケティング部	「新聞およびWeb利用に関する総合調査」の調査対象者抽出のため	平成25年7月24日	東中2丁目の15歳以上の日本人男女
(株)時事通信社	「住民意識調査」の調査対象者抽出のため	平成25年7月25日	大字市場の20歳以上の日本人男女
日本銀行情報サービス局	「生活意識に関するアンケート調査」の調査対象者抽出のため	平成25年8月29日	三和町、材木町の20歳以上の男女
内閣府政策統括官	「平成25年度 市民の社会貢献に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成25年8月29日	大字有井の20歳以上70歳未満の男女
奈良県健康福祉部 健康づくり推進課	「なら健康長寿基礎調査」の調査対象者抽出のため	平成25年9月3日	市内に居住する20歳以上の住民
NHK放送文化研究所	「国への帰属意識に関する国際比較調査」の調査対象者抽出のため	平成25年9月18日	大字出の満16歳以上の男女
情報・システム研究機構	「日本人の国民性第13次全国調査」の調査対象者抽出のため	平成25年9月26日	大字西坊城の満20歳～84歳の男女
奈良県健康福祉部 長寿社会課	「高齢者の生活・介護等に関する県民調査業務」の調査対象	平成25年10月1日	市内に居住する40歳以上の住民

	者抽出のため		
内閣府大臣官房 政府広報室	「アイヌ政策に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成25年10月8日	大字市場の20歳以上の日本人男女
(社) 日本新聞協会	「メディアの接触と評価に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成25年10月9日	北片塩町、片塩町の満15歳～79歳の日本人男女

一般財団法人 ゆうちょ財団	「家計と貯蓄に関する調査」の調査対象者を抽出するため	平成25年10月22日	昭和町の20歳以上の男女
株式会社 野村総合研究所	「テレビ視聴に関する調査」の対象者抽出のため	平成25年11月13日	昭和町の16歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房 政府広報室	「社会意識に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成26年1月8日	東雲町、三和町の20歳以上の日本人男女
日本たばこ産業株式会社	「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者を抽出するため	平成26年1月16日	昭和町の大正13年5月1日～平成26年4月30日生まれの男女

告示第54号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成26年4月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
- 2 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

3 処分年月日

平成26年8月3日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年1月9日、同月14日、同月16日、同月20日、同月22日、同月26日、同月29日

告示第55号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成26年4月21日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成26年4月21日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第56号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第7条第2項の規定により次のとおり自転車等放置禁止区域を指定したので告示します。

平成26年5月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 指定年月日

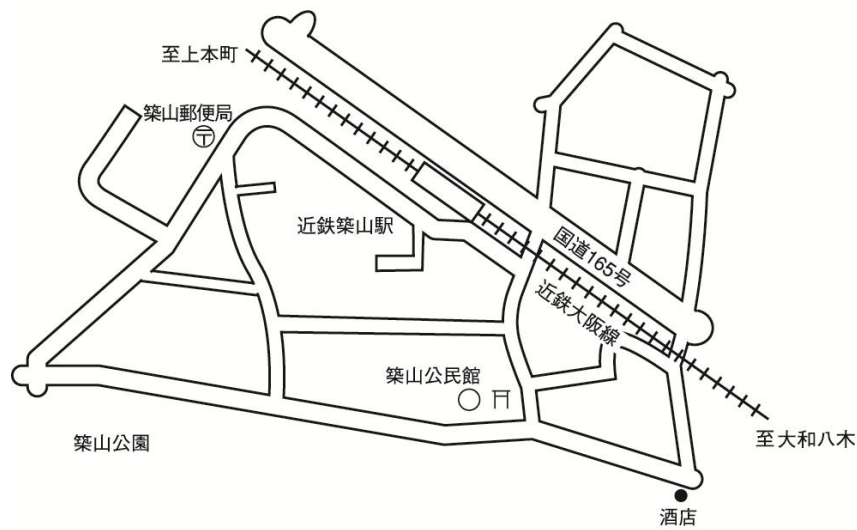
平成26年5月1日

2 指定区域

近鉄築山駅周辺(下記のとおり)

- 国道165号線 大字大谷758番地先交差点から大字築山690番地4先交差点
- 市道高4号線 大字築山434番地2先交差点から大字築山711番地先交差点
- 市道高5号線 大字築山690番地4先交差点から大字築山711番地先交差点
- 市道高6号線 大字築山431番地2先交差点から大字築山778番地2先交差点
- 市道高7号線 大字築山676番地2先交差点から大字築山663番地先交差点
- 市道高8号線 大字築山509番地1先交差点から大字築山483番地先交差点
- 市道高10号線 大字築山778番地2先交差点から大字築山113番地1先交差点
- 市道高11号線 大字築山112番地3先交差点から大字築山113番地1先交差点
- 市道高411号線 大字築山506番地4先交差点から大字築山506番地7先交差点
- 市道高460号線 大字築山440番地6先交差点から大字築山440番地9先交差点
- 市管理道路 大字築山698番地先交差点から大字築山707番地先交差点
- 市管理道路 大字築山694番地先交差点から大字築山690番地1先交差点
- 市管理道路 大字築山670番地2先交差点から大字築山674番地9先交差点
- 市管理道路 大字築山370番地2先交差点から大字築山683番地先交差点
- 市管理道路 大字大谷715番地4先から大字築山732番地先交差点

近鉄築山駅周辺



告示第57号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第7条第2項の規定により次のとおり自転車等放置禁止区域を指定したので告示します。

平成26年5月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 指定年月日

平成26年5月1日

2 指定区域

近鉄浮孔駅周辺(下記のとおり)

県道大和高田御所線 大字田井109番地1先交差点から大字勝目25番地2先交差点

市道高220号線 大字田井52番地1先交差点から大字田井43番地19先交差点

市道高221号線 大字田井30番地1先交差点から大字田井25番地1先交差点

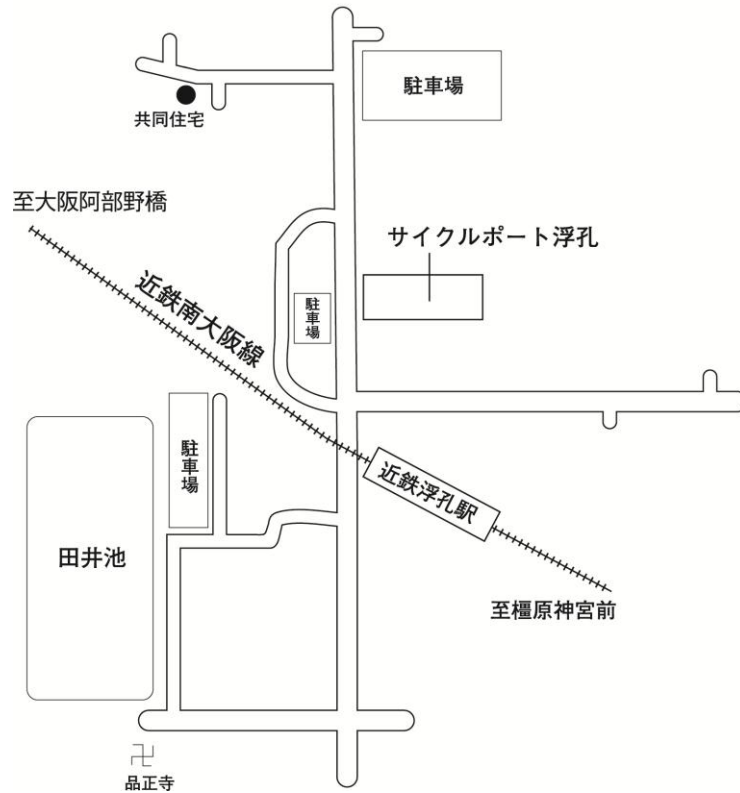
市管理道路 大字田井69番地先交差点から大字田井72番地5先交差点

市管理道路 大字田井59番地2先交差点から大字田井59番地1先交差点

市管理道路 大字田井2番地7先交差点から大字田井2番地5先交差点

市管理道路 大字田井6番地1先交差点から大字田井4番地2先交差点

近鉄浮孔駅周辺



告示第58号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成26年4月2日、同月9日、同月13日、同月15日、同月17日、同月21日、同月24日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

平成26年11月1日

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第34号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年4月16日

大和高田市長 吉田誠克

公告第35号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年4月18日

大和高田市長 吉田誠克

1	工事名	大和高田市立病院放射線治療棟建設工事
2	工事場所	大和高田市磯野北町地内
3	工事期間	契約締結の日から平成27年8月31日(月)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(2) 建築一式工事において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査結果(審査基準日が有効期限内で直近のもの)における総合評定値が1,300点以上の者であること。</p> <p>(3) 過去10年以内(平成16年4月1日から平成26年3月31日まで)に官公庁発注の建築一式工事で、請負金額5億円以上の工事を元請けで完工実績を有する者であること。(共同企業体の実績では、出資比率が30%以上のものに限る。)</p> <p>(4) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">名 称 株式会社 内藤建築事務所</p> <p style="margin-left: 20px;">所在地 京都府京都市左京区田中大堰町182</p> <p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p>

	<p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を上記(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(2)に関する経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>イ) 5(3)の実績を証する完工実績書(任意様式) 当該工事契約書の写しを添付してください。</p> <p>ウ) 5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書 本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年5月12日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年5月13日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成26年4月21日(月)から平成26年5月12日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年5月19日(月)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成26年5月22日(木)</p>

	回答は、本件工事入札参加資格を認めた者全てに行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成26年5月29日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月30日(金) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所本庁舎4階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、予定価格以下の金額において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限価格	設定しません。
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第36号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年4月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事（田井新町）
2 工事場所	大和高田市田井新町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年7月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成22年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年4月18日（金）から平成26年4月22日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年4月23日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送しま</p>

	す。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年4月25日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年5月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便にするものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年5月2日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥10,900,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第37号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年4月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	曾7枝根成柿地内管渠工事(70)・給配水管移設工事(G70)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年7月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成25年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。

	<p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年4月23日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年4月25日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年5月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年5月2日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署(本庁舎西隣)2階大会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥7,150,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第38号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年4月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	測量業務委託(材木町外)
2 業務場所	大和高田市材木町外地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年7月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格について

<p>認の申請</p>	<p>での確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年4月23日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年4月28日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年5月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年5月2日(金) 午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,470,000円(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第39号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年4月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	測量業務委託(根成柿外)
2 業務場所	大和高田市根成柿外地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年7月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

	(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年4月23日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年4月28日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年5月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-4 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年5月2日（金）午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
1 5 落札者の決定等	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限基準比較価格	<p>¥1,390,000円（消費税等抜き）</p>
1 8 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第40号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年4月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田市消防団第3分団車庫兼詰所新築工事設計業務委託
2 業務対象場所	大和高田市大字土庫地内
3 業務期間	契約締結の日から平成26年8月12日（火）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p>

	<p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月22日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年4月23日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月22日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年4月18日(金)から平成26年4月25日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年4月28日(月)午後5時まで</p>
10 入札書	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

の提出方法	(1) 期限 平成26年5月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年5月2日(金) 午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限価格	¥2,060,000円(消費税抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める
平成26年3月19日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第6号及び第7号(報酬等を月額で支給される者に限る。)並びに」を「第5号、

第6号、第7号、」に改める。

別表中

「

事務補助、職員代替	—	6,600円	850円
-----------	---	--------	------

」を

「

事務補助、職員代替	—	6,800円	870円
-----------	---	--------	------

」に、

「

スクールアドバイザー	149,800円
------------	----------

」を

「

スクールアドバイザー	161,096円
------------	----------

」に、

「

小中学校及び幼稚園の補助員	—	—	1,250円
---------------	---	---	--------

」を

「

小中学校及び幼稚園の補助員	—	7,000円	900円
---------------	---	--------	------

」に、

「

学校用務員(校務員)	—	6,600円	850円
------------	---	--------	------

」を

「

学校用務員(校務員)	—	6,800円	870円
------------	---	--------	------

」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会告示第10号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年4月4日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日 時 平成26年4月8日(火)午後4時30分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 平成26年・27年度大和高田市スポーツ推進委員委嘱(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第9号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年4月9日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成26年4月16日(水)午後4時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 農業委員会委員一般選挙の日程について
第3号 その他

農業委員会

農業委員会告示第4号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成26年4月28日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成26年5月9日(金)午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第5条規定による申請の件
第3号 農地法第18条第6項について通知の件
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第5号 その他